二　管理業務の内容
三　管理業務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容
四　責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容
五　法第二十条の規定による委託者への報告に関する事項
六　賃貸住宅の入居者に対する法第十四条第一項第二号及び第二号に掲げる事項の周知に関する事項

（財産の分別管理）

第三十六条　法第十六条の国土交通省令で定める方法は、管理受託契約に基づく管理業務（法第二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭を管理するための口座を自己の固有財産を管理するための口座と明確に区分し、かつ、当該金銭がいずれの管理受託契約に基づく管理業務に係るものであるかが自己の帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）により直ちに判別できる状態で管理する方法とする。　（新設）

（証明書の様式）

第三十七条　法第十七条第一項の証明書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。　（新設）

（帳簿の記載事項）

第三十八条　法第十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　管理受託契約を締結した委託者の商号、名称又は氏名
二　管理受託契約を締結した年月日
三　契約の対象となる賃貸住宅
四　受託した管理業務の内容
五　報酬の額
六　管理受託契約における特約その他参考となる事項

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ賃貸住宅管理業者の営業所又は事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十八条の規定による帳簿への記載に代えることができる。

3　賃貸住宅管理業者は、法第十八条の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。

（標識の様式）

第三十九条　法第十九条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十二号によるものとする。　（新設）

（委託者への定期報告）

第四十条　賃貸住宅管理業者は、法第二十条の規定により委託者への報告を行うときは、管理受託契約を締結した日から一年を超えない期間ごとに、及び管理受託契約の期間の満了後遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係る管理業務の状況について次に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を記載した管理業務報告書を作成し、これを委託者に交付して説明しなければならない。　（新設）

一　報告の対象となる期間
二　管理業務の実施状況
三　管理業務の対象となる賃貸住宅の入居者からの苦情の発生状況及び対応状況